



2016年6月8日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

SOLAS 条約改正による輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題に関しまして、本年7月1日発行の SOLAS 条約改正に伴い、国土交通省より船舶安全法関係省令の一部改正並びに告示の公布が行われました。これに伴い本年(2016年)7月1日以降船積みとなる日本からの輸出コンテナに関しましては、改正 SOLAS 条約、及び国土交通省が定めた制度・総重量確定方法に基づき、コンテナ総重量を船積み前に船長(その代理人)、及びターミナル代表者にご提供頂く事となりましたので、本制度に関わる弊社運用方法及び留意点について以下の通りご案内申し上げます。

敬具

記

- ・ 確定コンテナ総重量情報の伝達は、国土交通省作成のマニュアル内で推奨されている通り、現行用いられている「搬入票」をもって行う事と致します。
- ・ 搬入票に記載されたコンテナ総重量を確定総重量とし、搬入票署名欄の署名者を、総重量を確定した届出荷送人又は登録確定事業者乃至その代行者であると見做して取り扱わせて頂きます。
- ・ 「搬入票」によるコンテナ総重量提出の締切は、CY CUT 日と同日とさせていただきます。
- ・ コンテナ総重量確定を国土交通省作成ガイドライン内記載の「方法 2」(足し合わせて算出)で行う場合、コンテナ風袋重量(Tare Weight)につきましては、コンテナドア面に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。
- ・ コンテナ総重量や署名等、搬入票必要事項の記載漏れ、或いはターミナル内でのコンテナハンドリング中に、搬入票記載の確定総重量と実際の重量に大きな乖離が発見された場合は、船社若しくはターミナルから、搬入票署名者様に連絡の上、再計量あるいは正確な重量の再申告をお願いさせていただきます。
- ・ CY CUT までに確定重量を申告頂けない場合、若しくは、搬入票記載の確定重量と実際の重量に大きな乖離があった場合には、改正 SOLAS 条約の内容に則り、船積みをお断りさせて頂く事がございますので、ご留意下さい。
- ・ 上記記載の通り、確定重量の伝達不備が原因で、貨物のお引き受けや予定船への船積みが出来なくなった場合、発生した諸費用はお客様のご負担とさせていただきますので予めご了承下さい。

尚、関係省令や本制度の詳細(ガイドライン、及びマニュアル)に関しましては、以下国土交通省のホームページをご覧ください。

国土交通省 HP 本制度関連情報：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

以上